

資料

第一二帝政の憲法(二)完・訳

山本浩三

クーデタとプレビシットと憲法は、帝政再建のプレリュードにすぎなかつた。ナポレオンは、たくみに準備され、育成された世論の動きに助けられ、帝政へ歩一步近づいていた。一〇月九日のMoniteurはつぎのように書いている。「帝政再建のために全フランスで起つてゐる爆発的な示威運動は、共和国大統領公に、元老院に諮問することを義務づけるのである」と。元老院は一月七日に集会した。元老院議長ジエローム・ボナルト公は、その演説の中で、「元老院議員諸君、国民の意志にたいして正式の承認を与え、帝政の基礎を確立する元老院規則を作るのは諸君の権限である」とのべている。國務大臣フルドは、つぎの文句ではじまる共和国大統領の教書を読んだ。「国民は帝政再建の意志を公然と表明した。諸君の愛国心と知識を信頼し、私は、諸君がこの重大な問題を合法的に討議し、かつ新制度について諸君の配慮をわざらわせるために諸君を召集した。もし諸君がそれを採択されるならば、諸君はおそらく私と同じように、一八五二年の憲法は維持されねばならず、かつ不

可欠とみられる修正は、基本的原則については少しも抵触しないと考えるだらう」。元老院議員一〇人の署名する改正案が、ただちに上程され、元老院は委員会を設けてこれを審議し、一月七日元老院で可決された。しかしこの皇位を回復する元老院規則(訳)が効力をもつためにはプレビシットによる承認が必要であったので、一一月二一日と二二日に、その可否のためにフランス人民を召集する命令が出された。一二月一日立法院は、それがプレビシットで、可決票七、八二四、一八九票、否決票二五三、一四五票、無効票六三、三二六票で承認されたことを確認する宣言を発し、一二月二日には、この承認された元老院規則を公布する勅令が出された。

一八五二年一二月一二日の元老院規則(一八五六四年四月二三日修正)は、皇室費を規律し、皇帝の財産を確定している。

一八五二年一一月七日の元老院規則は、憲法の解釈と修正を規定する一八五二年一二月二十五日の元老院規則(訳)によつて補足された。この法は、立法院の権限を縮少することを主たる目的としたものである。この元老院規則につづいて元老院と立法院の関係を規律し、両者の作用の組織的条件を確定する命令が出てゐる。

皇太子誕生ごの一八五六年七月一七日の元老院規則は、帝国の摂政職について定めている。

一八五七年五月二七日の元老院規則は、憲法第三十五条を修正して代議士の数を増加している。

一八五七年六月二一日の総選挙で、六人の共和主義者が選出

され、その内の二人が宣誓を拒否した。そこで、代議士職には候補者の宣誓を必要とする元老院規則が作られた。

一八五八年七月四日には、五二年七月一〇日の元老院規則を修正・補足する高等裁判所の権限にかんする元老院規則が出ている。

ナポレオンの独裁的帝政は一八五九年からしだいに自由主義、議会主義的帝政へと転化していくのである。一八五九年八月一六日の大赦令は、自由主義的改革の時代をひらいた。

一八六〇年一一月二四日の命令は、両院に勧告権を与えた。立法院にある条件の下に修正権を与え、かつ参事院と協力して、議院に対して政府を代表する無任所大臣を創設した。この命令第四条を実施するために、憲法第四二条を修正する元老院規則（訳）が一八六一年二月二日に出された。

一八六一年一二月三一日には、五二年一二月二五日の元老院規則の第四条と第一二条を修正して、立法院の財政にかんする権限を拡大する元老院規則が出された。

一八六三年六月二三日の命令は、無任所大臣を廃止し、その権限を国務大臣に与えている。

一八六三年五月三一日の総選挙において、反政府派が進出し、一八六六年には一七人の代議士が、政体の転覆をめざす左派の改正案に投票している。このひじょうに積極的な反対に驚か、

政府は憲法を討議の対象外に置くことを考え、そのための法案を元老院に提出し、それが一八六六年七月一四日に可決された（訳）。

この元老院規則は独裁政への復帰を示しているが、しかし政府は、諸事件と世論の圧力によって、すぐに自由主義的改革の道を進むことを強制された。一八六七年一月一九日の命令は、勧告権を廃止し、元老院と立法院に、ある条件の下に質問権を与えていた。一八六七年三月一四日の元老院規則（訳）は、元老院の権限を修正し、拡大している。

これらの種々の改革は、しかし人心に満足を与えるものではなかった。一八六九年六月の選挙によって、反政府派の代議士の数がかなり増大した。七月一二日、國務大臣ルードは、立法院で皇帝の教書を読みあげたが、それには立法院の権限を憲法の基本原則と矛盾しない程度で拡大する意図をのべている。この意図を実現するために制定されたのが一八六九年九月八日の元老院規則（訳）である。

一八七〇年四月二〇日、自由主義・議会主義帝政の憲法である元老院規則（訳）が、元老院で可決され、四月二二三日の命令によつてブレンビシットにかけられ、五月二一日公布された。^注

注 Extrait d'après Duguit et Monnier. Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789. Notice historique. P. CIV~CXV.

憲法を修正する | ベルリッヒ | 一四七四の元老院規則

第一条 皇位は、回復される。

ルイ・ナポレオン・ボナパルトは、ナポレオン三世の名で、フランス人の皇帝である。

第二条 皇位は、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの直接かつ嫡出の子孫が、男系の男子で、嫡長の順序により、女子とその子孫を永久に排除して、これを継承する。

第三条 ナポレオン三世は、男の子がないときは、皇帝ナポレオン一世の兄弟の男系の中で、嫡出の子および子孫を養子とすることができます。

養子縁組の形式は、元老院規則が規律する。

養子縁組の中に、ナポレオン三世に男の子が生れた場合には、その養子は、その嫡出の子孫のあとにしか、皇位の継承を約束されえない。

養子縁組は、ルイ・ナポレオンの後継者およびかれの子孫には禁止される。

第四条 ルイ・ナポレオン・ボナパルトは、元老院にてた、かつその記録の中に登録された組織令によって、かれが直接、嫡出または養子のいかなる相続人も残さない場合のために、ボナパルト家における皇位継承の順序を規律する。

ルイ・ナポレオン・ボナパルトは、その他の家族の称号と条件を定める。

皇帝は、その家族の全員にたいして全権をもつ。皇帝は、法律の効力をもつ規則によって、かれらの義務とかれらの責務とを規律する。

第五条 ルイ・ナポレオン・ボナパルトの嫡出相続人または養子相続人および前述の組織令においてその権利をもつ傍系の後継者がないときは、政府会議を形成する大臣たちは元老院、立法院および参事院の現職の議長が加って元老院に提案され、かつ人民の承認に付された元老院規則が、皇帝を任命し、かつその家族の中で、女子とその子孫を永久に排除して、男系の男子で世襲の順序を規律する。

新皇帝の選挙が遂行されるときまで、国務は、政府会議を形成し、かつ投票の過半数で討議する、職務大臣によつて統治される。

第六条 場合によつて相続を約束されたルイ・ナポレオン・ボナパルトの家族とその両性の子孫は、皇室に属する。かれらの地位は、元老院規則が規律する。かれらは、皇帝の許可なしには婚姻することができない。この許可なしにおこなわれたかれらの婚姻は、婚姻した男子にとつてもその子孫にとつても、すべての相続権の剥奪をもたらす。

ただし、この婚姻から生れた子供は、死亡のために婚姻解消の場合には、婚姻した皇子は、その相続権を回復する。

ルイ・ナポレオン・ボナパルトは、現憲法に反しないその規定の全部が維持される。

憲法が定める方法と形式によるのでなければ、それに修正をもたらすことはできない。

第八条 つきの案が、一八五一年一二月二日と四日の命令によって定められた形式で、フランス人民の承認のために提出される。

「フランス人民は、直接、嫡出または養子のその子孫への相続を伴つて、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの一身に皇位が回復されることを望み、かつ一八五二年一月七日の元老院規則によって定められているように、ボナパルト家における皇位継承の順位を規律する権利をかれに与える」

一八五二年一月一四日の憲法の解釈と修正を規定する一八五二年一二月二十五日の元老院規則

第一条 皇帝は、特赦権と大赦を与える権限をもつ。

第二条 皇帝は、かれが適當と判断するときは、元老院と参事院を主宰する。

第三条 憲法第六条によつて締結された通商条約は、その中にとりきめられている関税の修正にかんしては法律の効力をもつ。

第四条 すべての公益事業とくに一八三二年四月二一日の法律第一〇条と一八四一年五月三日の法律第三条によつて指定されたもの、一般的利益をもつすべての企業は、皇帝の命令によつて整理されまたは許可される。

これらの命令は、公行政の規則にかんして定められた形式で与えられる。

ただし、これらの事業と企業が、国庫の契約または補助金を条件とするならば、国費が与えられねばならないし、また契約はそれを執行する前に、法律によつて承認されね

ばならない。

国の会計のために執行される事業にかんし、かつ性質上譲渡の対象とならない事業にかんするときは、国費は、緊急の場合には、緊急費のために定められた形式にしたがつて使用されうる。これらの国費は、そのつぎの会期において立法院にかけられる。

第五条 一八五二年三月二二日の組織令の規定は皇帝の命令によつて修正されうる。

第六条 場合によつて相続を約束された皇族とその子孫は、フランス人の皇子の名をもつ。

第七条 フランス人の皇子は、満一八歳に達したときは、元老院と参事院の構成員となる。

かれらは、皇帝の承諾をえてはじめてそこで議席を占めることができる。

第八条 皇族の身分証書は、國務大臣によつて受理され、皇帝の命令に基き、元老院へ送付され、元老院がその登録簿への登録と保管所への保管を命ずる。

第九条 皇室の財産と皇帝の歳費は、各統治の期間のために、特別の元老院規則によつて規律される。

第一〇条 皇帝によつて直接任命される元老院議員の数は、一五〇人を越えることができない。

第一一条 元老院議員の地位にたいして、三万フランの毎年かつ終身の歳費が割当てられる。

第一二条 支出予算は、章と条項によるその行政的細分をもつて、立法院に提出される。

支出予算は、省によって議決される。

各省のために認められた国費の章による割当は、参事院において発せられた皇帝の命令によつて規律される。

同じ形式で発せられる特別命令は、一章から他の章への費目変更を許可することができる。この規定は、一八五三年の予算に適用される。

第一三條 憲法第四二条によつて規定された報告は、その公表の前に立法院議長と各理事部議長で構成される委員会に付託される。賛否同数の場合は、立法院議長の決するところによる。

議会で読まれた会議の議事録は、立法院の活動と投票だけを確認する。

第一四条 立法院の代議士は、各通常会期または臨時会期の間、一月に二、五〇〇フランの手当をうける。

第一五条 制限の範囲内におかれた将官は、立法院の議員となることができる。かれらが積極的に使われるときは、一八五二年一二月一日の命令第五条と一八三九年八月四日の法律第三条にしたがつて辞職者とみなされる。

第一六条 憲法第一四条によつて規定された宣誓は、つきのようになる。

「私は、憲法にたいする服従と皇帝にたいする忠誠を誓

う」

第一七条 一八五二年一月一四日の憲法第二条、第九条、第一一条、第一五条、第一六条、第一七条、第一八条、第一九条、第二二条と第三七条は廃止される。

憲法第四二条を修正する一八六一年二月二日の元老院規則

憲法第四二条はつぎのように修正される。

元老院と立法院の会議の討論は、速記によつて再生され、かつ翌日の官報に洩れなく掲載される。

その外、この会議の報告は、各議院の議長の監督を受け編集書記官によつて編集され、毎夜、すべての新聞自由に使用させる。

新聞またはその他の公表手段による元老院と立法院の会議の報告は、前(二)項にしたがつて官報に洩れなく掲載された討論の再生または議長の監督の下に編集された報告の中にのみ存在する。

ただし、若干の議案または請願が会議で討議されたときには、これらの議案のただ一つのものまたはこれらの請願のただ一つのものにかんする討議だけを再生することが許される。この場合に討議が若干の会議に延びるときは、公表は議決まで続けられねばならず、かつそれに議決を含まねばならない。

元老院は、五人の議員の要求に基き、秘密会となること

一八五二年一二月二十五日の元老院規則第一三条は、この元老院規則に反するものとして廃止される。

憲法、とくに第四〇条と第四一条を修正する一八六六

年七月一八日の元老院規則

第一条 憲法は、その定める形式でおこなう元老院以外のいかなる公の機関によつても討議されえない。

憲法のなんらかの修正または解釈を対象とする請願は、その審査が元老院の五理事部のうち少くとも三理事部によつて許可されたときだけ総会で報告されうる。

第二条 憲法の批判または修正を対象とし、かつ定期出版物またはポスターまたは一八五二年一七日の命令第九条第一項によつて定められた寸法の非定期文書によつて公表または再生されるすべての議論は、禁止される。

憲法の修正または解釈を対象とする請願は、それが報告された会議の公式の報告の公表によつてしか公にされえない。

本条の規定にたいするすべての違反は、五〇〇フランから一〇、〇〇〇フランの罰金に処せられる軽犯罪を構成する。

第三条 一八五二年一月一四日の憲法第四〇条は、つぎのように修正される。

憲法、とくに第四〇条と第四一条を修正する一八六六年七月一八日の元老院規則

憲法第二六条はつぎのよう修正される。

憲法第二六条を修正する一八六七年三月一四日の元老院規則

憲法第二六条はつぎのよう修正される。

第一条 元老院は、つぎの法律の公布に反対する。

1 憲法、宗教、道徳、信教の自由、個人の自由、法の

前の市民の平等、所有権の不可侵かつ司法官の罷免不可能の原則に違反するかまたは侵害する法律

第四〇条 法律案の審査を命じられた委員会によつて採

択された改正は、立法院議長によつて参事院に送付され

る。

委員会または参事院によつて採択されなかつた改正は、立法院が考慮し、かつ委員会に再審査のために送付することができる。

委員会が新草案を提出しないかまたは委員会が提出したものが参事院によつて採択されなかつたならば、法案の原文だけが討議に付せられる。

第四条 立法院の通常会期を三月間に制限する一八五二年一月一四日の憲法第四一条の規定は、廃止される。皇帝の命令が、会期の終了を宣言する。

立法院議員に与えられる手当は、その期間がどれほどであれ、各通常会期に一二、五〇〇フランと定められる。

臨時会期の場合には、手当は引きつき一八五二年一二月二十五日の元老院規則の第一四条にしたがつて規律される。

2 領土の防衛を危くしうる法律

元老院は、そのほか、ある法律の公布につき意志を表明する前に、理由をつけた決議によって、この法律が立法院の再討議に付せられることを決定することができる。

この再討議は、元老院が急を要すると認めたのでなければ、つぎの会期においてしかおこなわれない。

再討議において立法院が修正なしに法律を採択したとき、ふたたび受理した元老院は、本条の1と2にしたがって、法律の公布に反対するかまたは反対しないかの問題についてだけ討議する。

憲法の諸規定、一八五二年一二月二十五日の元老院規則

第三条と第五条および一八六一年一二月三一日の元老院規則の第一条を修正する一八六九年九月八日の元老院規則

第一条 皇帝と立法院は、法律案提出権をもつ。

第二条 大臣は、皇帝にだけ従属する。

大臣は、皇帝の議長の下に会議で討議する。

大臣は、責任を負う。

大臣は、元老院によつてしか告発されえない。

第三条 大臣は、元老院または立法院の議員となることができる。

大臣は、両院に入ることができ、かつ大臣が要求するすべての機会に「その発言は」聽かれねばならない。

第四条 元老院の会議は、公開される。元老院が秘密会とな

るためには五人の議員の要求があれば足りる。

第五条 元老院は、法律がうけるべきであると元老院に思われる修正を指示して、法律が立法院の再討議のために送付されることを決定することができる。

元老院は、すべての場合において、法律の公布に反対す

ることができる。

元老院がその公布に反対した法律は、同じ会期においては、あらためて立法院に提出することができない。

第六条 各会期のはじめに、立法院は、その議長、その副議長およびその書記を任命する。

立法院は、その財務官を任命する。

第七条 元老院または立法院のすべての議員は、質問を提出する権利をもつ。

理由をつけられた議事日程は、採択されうる。

理由をつけられた議事日程の理事部への移送は、政府によって要求されたときは、当然おこなわれる。

理事部は、議会が発表する略式の報告に基いて、委員会を任命する。

第八条 いかなる改正も、法律案の審査を命じられた委員会に送付されずかつ政府に伝達されなかつたならば、討議にかけることができない。

政府と委員会が一致しないときは、参事院がその意見を与える、かつ立法院が宣言する。

第九条 支出予算は、章と条項によつて立法院に提出される。

各省の予算は、この元老院規則に付された分類法にしたがい、章によつて議決される。

第一〇条 国際条約によつて将来関税率または郵便の料金にもたらされる修正は、法律によつてしか強制的とはならない。

第一一条 皇帝の政府、元老院および立法院のあいだに現に確立されている憲法上の関係は、元老院規則によつてしか修正することができない。

これらの機関間の規則上の関係は、勅令によつて確立される。

元老院と立法院は、その内部規則をつくる。

第一二条 本元老院規則に反するすべての規定、とくに憲法

第八条と第一三条、第二四条第二項、第二六条と第四〇条、

第四二条第五項、第四三条第一項、第四四条、一八五二年一二月二十五日の元老院規則第三条と第五条および一八六年一二月三一日の元老院規則と第一条は、廃止される。

帝国の憲法を定める一八七〇年五月二一日の元老院規則

神の恩寵と国民の意志によるすべての現存かつ未来のフランス人の皇帝、ナポレオン、あいさつ。

「人民は、一八六〇年来、國の主要な機関の協力をえて皇帝によつておこなわれた自由主義的改革を承認し、かつ一八七〇年四月二〇日の元老院規則を批准する」というプレビンツト案を承認または否認するため、フランス人民をその民

会に召集する去る四月二三日の朕の命令をみ、

投票活動が適法に遂行されたということ、プレビンツト案について表明された投票の全般的調査によると、可票七、三五〇、一四二票 否票一、五三八、八二五票、無効票一一一、九七五票であることを確認する立法院の宣言をみ、
一八七〇年四月二〇日、元老院によつて採択された、つきの内容の元老院規則を、國の法律として、裁可したしかつ裁可し、公布したしかつ公布する。

帝国の憲法を定める元老院規則

第一章

第一条 憲法は、一七八九年に宣言され、かつフランス人の公權の基礎である大原則を承認し、確認しがつ保障する。

第二章 皇位と摂政職

第二条 一八五二年一月二一日、二二一日のプレビシットによってナポレン三世の一身に回復された皇位は、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの直接かつ嫡出の子孫が、男系の男子で、嫡長の順序により女子とその子孫を永久に排除して、これを継承する。

第三条 ナポレオン三世は、男の子がないときは、皇帝ナポレオン一世の兄弟の男系の中で、嫡出の子および子孫を養

子とすることができる。

養子縁組の形式は、法律が規律する。

その養子は、その嫡出の子孫のあとにしか皇位の繼承を約束されえない。

養子縁組は、ナポレオン三世の後継者およびかれの子孫には禁止される。

第四条 直接、嫡出の子または養子の後継者がないときは、ナポレオン（ジョゼフ・シャルル・ボール）公とその直接かつ嫡出の子孫が、男系の男子で、嫡長の順序によりかつ女子とその子孫を永久に排除して、皇位を約束される。

第五条 ナポレオン三世の嫡出の後継者または養子の後継者および前条でその権利をもつ傍系の後継者がないときは、人民は、皇帝を任命し、かつその家族の中での、男系の男子で、女子とその子孫を永久に排除して、世襲の順序を規定する。

プレビシット案は、政府会議を構成した大臣たちの提案にもとづき、元老院と立法院によって相ついで討議される。

新皇帝の選挙が遂行されるときまで、國務は、政府会議を構成し、かつ投票の過半数で討議する職務大臣によって統治される。

第六条 場合によって相続を約束されたナポレオン三世の家族とその両性の子孫は皇室に属する。

かれらは、皇帝の許可なしには婚姻することができない。

この許可なしにおこなわれた婚姻は、婚姻した男子にとっても、その子孫にとつても、すべての相続権の剥奪をもたらす。

ただし、この婚姻から生れた子供がなく、死亡のために婚姻解消の場合には、婚姻した皇子はその相続権を回復する。

皇帝はその他の家族の称号と条件を定める。

皇帝は、かれらにたいして全権をもつ。皇帝は、法律の効力をもつ規則によって、かれらの義務とかれらの権利を規定する。

第七条 帝国の摂政職は一八五六年七月一七日の元老院規則によつて規定される。

第八条 場合によつて相続を約束された皇族は、フランス人の皇子の称号をとる。

皇帝の長男は皇太子の称号をもつ。

第九条 フランス人の皇子は、満一八歳に達したときは、元老院と参事院の構成員となる。かれらは、皇帝の承諾をえてはじめてそこで議席を占めることができる。

第三章 皇帝の政府の形態

第一〇条 皇帝は、大臣、元老院、立法院および参事院の協力を得て統治する。

第一条 立法権は、皇帝、元老院および立法院によつて共同的に行使される。

第一二条 法律案提出権は、皇帝、元老院および立法院に属する。

皇帝の提出権により出された法律案は、皇帝の選ぶところにより、元老院または立法院に提出することができる。

ただし、すべての租税法は、まず立法院によって議決されねばならない。

第四章 皇帝

第一三条 皇帝は、フランス人民にたいして責任を負い、つねにフランス人民に訴える権限をもつ。

第一四条 皇帝は、国の元首である。皇帝は、陸・海軍を指挥し、戦争を宣言し、講和・同盟・通商条約を締結し、すべての官職に任命し、法律の執行に必要な規則と命令を制定する。

第一五条 裁判は、皇帝の名でおこなわれる。

司法官の罷免不可能制は、維持される。

第一六条 皇帝は、特赦をおこない、かつ大赦に同意する权限をもつ。

第一七条 皇帝は、法律を裁可し、かつ公布する。

第一八条 今後国際条約によつて関税または郵便料金にもたらされる修正は、法律によつてのみ義務的となる。

第一九条 皇帝は、大臣を任命し、かつ罷免する。

大臣は、皇帝の主宰の下に、会議において討議する。大臣は、責任を負う。

第二〇条 大臣は、元老院および立法院の議員となることができる。

大臣は、両院に入ることができ、かつ大臣が要求するあらゆる機会に、「その発言は」聽かれねばならない。

第二一条 大臣、元老院議員、立法院議員、参事院構成員、陸・海軍将校、司法官および官吏は、つぎの宣誓をおこなう。

「私は、憲法にたいする服従と皇帝にたいする忠誠を誓う」

第二二条 一八五二年一二月一二日と一八五六六年四月二三日の皇帝財産と皇帝の歳費にかんする元老院規則は、いぜんとして効力をもつ。

ただし、一八五二年一二月一二日の元老院規則の第八条、第一一条および第一六条によつて定められた事項は、法律によって定められる。

今後、皇帝財産と皇帝の歳費は、皇帝の即位の集会する立法院によって、全統治機関ために定められる。

第五章 元老院

第二三条 元老院は、つきの人びとで構成される。

1 枢機官、元帥、提督

2 皇帝が元老院議員の地位につける市民

第二四条 元老院議員任命の命令は、個別的である。その命令は、職務を記載し、かつ任命が根拠を置くその資格を指

示する。

皇帝の選択にたいしては、他のいかなる条件も科すことができない。

第二五条 元老院議員は、罷免されず、かつ終身である。

第二六条 元老院議員の数は、立法院議員の数の三分の一までになることができる。その数の中には、当然に元老院議員となるものも含まれる。

皇帝は、一年に二〇人以上の元老院議員を任命することができない。

第二七条 元老院議長および副議長は、皇帝によって任命され、かつ元老院議員の中から選ばれる。

元老院議長と副議長の任期は、一年である。

第二八条 皇帝は、元老院を召集し、かつ停会する。

皇帝は、会期の終了を宣言する。

第二九条 元老院の会議は、公開される。

ただし、元老院は、その規則が定める場合において、かつその規則が定める条件にしたがって秘密会となることができる。

第三〇条 元老院は、法律案を討議し、かつ議決する。

第六章 立法院

第三一条 代議士は、連記投票ではなく、普通選挙によって選出される。

第三二条 代議士の任期は、六年以下であることはできない。

第三三条 立法院は、法律案を討議し、かつ議決する。

第三四条 立法院は、各会期のはじめに、その理事部を構成する議員を選出する。

第三五条 皇帝は、立法院を召集、停会、休会および解散する。

解散の場合には、皇帝は、六ヶ月以内に新議会を召集しなければならない。

皇帝は、立法院の会期の終了を宣言する。

第七章 参事院

第三七条 参事院は、皇帝の指揮の下に、法律案と公行政の規則を起草し、かつ行政事件について生じる異議を解決する任にあたる。

第三八条 参事院は、政府の名で、元老院と立法院の前で法律案の討議を支持する。

第三九条 参事院評定官は、皇帝によって任命され、かつ皇帝によって罷免される。

第四〇条 大臣は、参事院において、地位、出席権および議決権をもつ。

第八章 一般規定

第四一条 請願権は、元老院と立法院にたいして行使される。

第四十二条 一八五二年一月一四日の憲法第一九条、第二五条、

第二七条、第二八条、第二九条、第三〇条、第三一条、第

三二条、第三三条、一八五二年一二月二十五日の元老院規則

の第二条、一八六九年九月八日の元老院規則の第五条と第

八条および現憲法に反するすべての規定は、廃止される。

第四十三条 一八五二年一月一四日の憲法の規定およびその時

期いご公布された元老院規則の規定で、現憲法に含まれず、

かつ前条によって廃止されないものは、法律の効力をもつ。

第四四条 憲法は、皇帝の提案に基き、人民によつてしか修正されえない。

第四五条 現憲法によつて、一八五一年一二月二〇日と二一

日のプレビシットにたいしてもたらされた修正と付加は、

一八五一年一二月二日と四日および一八五二年一一月七日

の命令によつて定められた形式で、人民の承認に付せられる。

ただし、投票は、ただ一日である。

訂正

第二共和国憲法 第一三条の訳文をつぎのようにならためる。

「第一三条 憲法は、市民に労働と産業の自由を保障する。

社会は、無償の初等教育、職業教育、雇主と労働者の関

係の平等、救済と信用の制度、農業の制度、任意の結社、

および国、県、市町村による失業者の使役に適する土木事

業の創設によつて、労働の発達を援助し、かつ奨励する。

社会は、捨児、不具者および資産のない老人で、その家族

が救済することができない者に救済を与える。」

注 一八七〇年六月一九日の官報は、この数字をつぎのよ

うに訂正している。

登録選舉人 一〇、九八九、三八四

投票者 九、〇四四、七〇三

可票 七、三五八、七八六

否票 一、五七一、九三九

無効票

一一三、九七八